

6 在宅での生活の継続を支える地域づくり

(1) 地域の支え合い活動の推進

① 地域支え合い活動の推進（社会福祉課）

【事業概要】

地域支え合い活動は、災害時の支援と孤独死防止に向けた日常からの支え合いを両輪とする事業です。世帯全員が75歳以上の高齢者世帯、要介護認定の方、障害をお持ちの方などを、市、自治会、民生委員・児童委員、消防・警察など地域ぐるみで見守る仕組みです。

支援を必要とする方のうち同意が得られた方について、「支え合い活動対象者名簿」に情報を登載し、市と協定を結んだ自治会等の活動団体に提供しています。提供された名簿をもとに避難訓練や日常的な声かけ活動を行ってもらい、地域ぐるみの支え合い体制づくりを促進します。

【取組の方向性】

市では、より多くの自治会に地域支え合い活動に参加してもらえるよう、民生委員や自治会と連携して地域支え合い活動の普及啓発に努めています。また、協定締結後も地域支え合い活動の定着が図られるように、活動を開始した自治会との情報交換・活動事例の提供を通して、継続的な活動への取組をサポートしていきます。

図 20) 地域支え合い活動推進条例における各主体の役割と連携のイメージ



地域のチカラ - 少しずつ・できることを・できる範囲で -

項目		平成30年度	31年度	32年度
計画値	活動自治会数	100 自治会	120 自治会	140 自治会

1-6
前段で削除した『地域のチカラ』を追加

(3) 成年後見制度の研究・促進

①計画の背景（介護支援課・障害者支援課）

【成年後見制度とは】

認知症や精神上の障害により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護することです。今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、本制度の重要性はますます高まっています。

【成年後見制度の現状と課題】

現在の成年後見制度の利用者数は全国的に増加傾向にあるものの、その利用者数は平成28年12月末時点で約20万人程度に留まっています。また、後見・保佐・補助類型のうち後見類型の利用者の割合が全体の約80%を占めています。社会生活上の大きな支障が生じない限り成年後見制度があまり利用されず、判断能力が低下した時に備え、自分の後見の在り方を自らの意思で決定するという自己決定の尊重理念が実現されていないケースも多いと推測されています。

【成年後見制度の利用促進に向けた取組】

国において、平成29年から平成33年までの5か年を対象とする成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定。）が策定されました。流山市もこれを勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な方向性を定めるものです。

②市の取組（介護支援課・障害者支援課）

ア 成年後見制度活用促進事業

【事業概要】

成年後見制度の普及・啓発促進のため、市民向け講演会や弁護士・社会福祉士による無料相談会を実施するとともに、専門職に対するスキルアップのための研修会を実施し、制度の活用促進を図っています。

【取組の方向性】

第7期においては、国基本計画を踏まえ、任意後見や保佐・補助類型の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発し、早期の段階から成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、高齢者なんでも相談室や地域における専門職を単位とした相談体制を強化します。併せて、権利擁護支援の重要性や専門職との連携の重要性等に関して正しい認識をもち、気づき・つなぎの能力を高めることにより、権利擁護支援の必要な人を地域で発見し、必要な支援に結びつける、一連の流れを重視した体制整備を行っていきます。

また、一般市民における成年後見制度の認知度はまだ低く、具体的な効果等についてはよく知られていません。したがって、市民の皆様が成年後見制度の利用をより現実的なものとするため、制度の実用的な活用方法等について、専門職やNPOなどの地域資源を活用しながら周知啓発していきます。

3-2

下線部の地域資源の活用について追加

■施設サービス

(15) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

【事業概要】

常時介護を必要とし、居宅での介護が困難な要介護高齢者（原則として要介護3以上）を対象に、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常の世話及び機能訓練を行います。

【取組の方向性】

第6期計画終了時点での市内の整備数は、9施設818床です。入所希望は、平成29年7月1日現在で284名となっています。この入所希望者の解消のため、第7期介護保険事業計画に、合計110床の整備を進めます。

項目		平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画値	年延人数	8,940人	9,180人	10,260人
	実人数	745人	765人	855人

(16) 介護老人保健施設（老人保健施設）

【事業概要】

入院して治療をする必要はないものの、在宅での療養機能訓練などのサービスを提供し、家庭への復帰を目的として、看護や

2-2

下線部の整備数を追加

【取組の方向性】

項目		平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画値	年延人数	2,952人	2,952人	2,952人
	実人数	246人	246人	246人

(17) 介護療養型医療施設（療養型病床群）

【事業概要】

長期にわたり療養を必要とする要介護高齢者を対象に、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護その他の世話及び機能訓練等を行います。

【取組の方向性】

本市の介護療養型医療施設は平成23年度に廃止となりました。表中の人数については他市町村の介護療養型医療施設の利用者見込数です。

項目		平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画値	年延人数	216人	216人	216人
	実人数	18人	18人	18人

(18) 介護医療院

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設「介護医療院」が創設されますが、第7期計画介護保険計画期間中の整備の見込みはありません。